

申請事業主の方へ

# 障害者雇用助成金の申請について

～ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金 ～



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

# 目次

## はじめに

- 1 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは
- 2 障害者作業施設設置等助成金
- 3 障害者福祉施設設置等助成金
- 4 障害者介助等助成金
- 5 職場適応援助者助成金
- 6 重度障害者等通勤対策助成金
- 7 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- 8 助成金の認定申請から受給までの流れ
- 9 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金および  
重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金
- 10 各種助成金のパンフレット等のご案内
- 11 申請窓口のご案内

## ■はじめに■

障害者を雇用する際には、作業施設・設備の改善や職場環境の整備、雇用管理制度の整備等を障害特性に応じて行うことにより、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すことが重要となります。



障害者雇用助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等を行う事業主に対して、助成を通じて支援するものです。

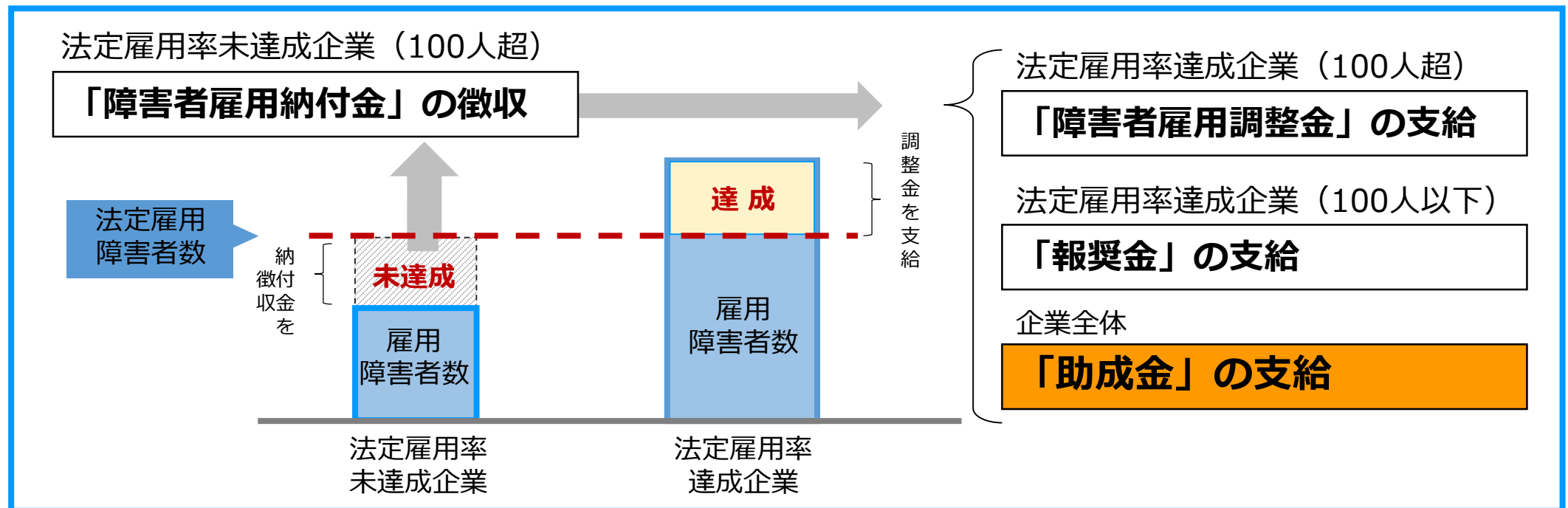


# 1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

## ◆ 障害者雇用納付金制度

障害者雇用の義務を履行している事業主と履行していない事業主間の、障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成、援助を行うための制度です。

法定雇用率未達成企業から「障害者雇用納付金」を徴収し、法定雇用率達成企業に対して「障害者雇用調整金」、「報奨金」を支給します。また、全ての企業を対象に、障害者の雇用の促進等を図るため「助成金」を支給します。



## ◆ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 障害者介助等助成金
- ・ 職場適応援助者助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

### 【参考】雇用保険二事業の助成金（都道府県労働局・ハローワーク）

- ・ 特定求職者雇用開発助成金  
（特定就職困難者コース、  
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
- ・ 人材開発支援助成金  
（障害者職業能力開発コース）
- ・ トライアル雇用助成金  
（障害者トライアルコース、  
障害者短時間トライアルコース）

## 2. 障害者作業施設設置等助成金

### ◆概要

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備（事務所内のドアの改修、車いす用トイレの設置など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

### ◆種類

- ▶ 第1種作業施設設置等助成金（工事、購入等による設置・整備）
- ▶ 第2種作業施設設置等助成金（賃借による設置）

#### 例1 従業員通用口前スロープの設置

新たに採用する身体障害者（下肢障害：車いす使用）が、事業所の従業員通用口前の段差を上げることが困難であるため、従業員通用口前の段差に車いす対応のスロープを設置

#### 例2 社用車の改造

業務で外出する身体障害者（下肢障害）が、市販の車ではアクセル操作及びブレーキ操作が困難であるため、両腕だけで運転できるように改造

## ◆支給の要件

### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための措置（作業施設等の設置・整備）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、その障害者の雇い入れ又は雇用の継続が困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

### 支給対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者（※在宅勤務の場合も対象）

雇用されてから6か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

## 支給対象となる措置

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等（作業施設、附帯施設作業設備）の設置・整備

- 作業施設・・・作業、就労する施設・場所
- 附帯施設・・・作業施設に附帯する施設（トイレ、スロープ、自動ドア等）
- 作業設備・・・作業、使用する設備・機器等

### 措置の ポイント

- ◎ 支給対象となる作業施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し作業を容易にするために配慮された施設であること
- ◎ 支給対象となる附帯施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し就労することを容易にするために配慮された施設であること
- ◎ 支給対象となる作業設備は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、次に該当する設備であること
  - ・支給対象障害者の作業を容易にすることを目的として製造された設備（視覚障害者用拡大読書器等）
  - ・支給対象障害者の作業を容易にするために改造を加えた設備（ただし、改造部分のみが対象）
- ◎ 事業に本来必要な施設・設備と判断されるものは対象外



## 助成額

作業施設等の設置・整備に要する対象部分の費用 × 2 / 3 (助成率)

### 《限度額》

#### ■ 第1種作業施設設置等助成金

- ・ 対象障害者1人につき450万円  
(作業設備のみは150万円(中途障害者の場合は450万円))
- ・ 短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合は1人につき上記の半額
- ・ 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円

#### ■ 第2種作業施設設置等助成金

- ・ 対象障害者1人につき月13万円  
(作業設備のみは月5万円(中途障害者の場合は1人につき13万円))
- ・ 短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額

## 支給期間

3年間 (第2種作業施設設置等助成金) ※ 支給後の再度の認定申請は可

# 【事例】 第1種作業施設設置等助成金

## 【対象者】

精神障害者

## 【事例】

発達障害により精神障害者手帳を取得したAさんは、聴力に問題はありませんが、障害特性（聴覚情報処理障害）により音声情報の取捨選択が困難なため、意思疎通に課題がありました。

課題を解決するため、聞き取りが困難な環境でも快適な聞き取りをサポートする「デジタルワイヤレス補聴援助システム（集音マイク・受信機等）」を助成金を活用して購入し、購入費用の2/3の助成を受けました。

導入以前は、資料や筆談形式により業務指示等を行っていましたが、導入後は、通常の会話による意思疎通が可能になり、円滑な業務遂行が可能になりました。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

# 3. 障害者福祉施設設置等助成金

## ◆概要

障害者の福祉の増進を図るため、障害者の障害特性による課題に配慮した福祉施設の設置・整備（休憩室の改修、食堂の入口扉の改修など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

### 例 休憩室の改修

車いすを使用する身体障害者のために、和室の休憩室の入り口の段差を解消するための「スロープ」を設置するとともに、室内の一部畳スペースをカーペット敷きスペースに改修

## ◆支給の要件

### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、障害特性による課題に配慮した措置（福祉施設の設置・整備）を行うこと
- ② 措置を行うことにより、その障害者の福祉の増進を図ることが適当となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

## 支給対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者（※ 在宅勤務の場合も対象）

## 支給対象となる措置

障害者の障害特性による課題に配慮した福祉施設（休憩室、食堂、その他これらに類する施設、これらに付帯する廊下・階段・トイレ等の付帯施設）の設置・整備

### 措置の ポイント

- 本来、事業に必要な施設や、事業主が講ずべき安全配慮は対象外
- 障害者以外の者も使用する施設である場合は、使用する人数按分で対象費用を算出

## 助成額

福祉施設の設置・整備に要する対象部分の費用 × 1 / 3（助成率）

- 《限度額》
- ・ 対象障害者 1 人につき 2 2 5 万円
  - ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は 1 人につき上記の半額
  - ・ 1 事業所または 1 事業主団体あたり 2, 2 5 0 万円（一会計年度）

## 4. 障害者介助等助成金

### ◆概要

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置（職場介助者の配置、手話通訳担当者の委嘱など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

### ◆種類

- ▶ 職場介助者の配置又は委嘱助成金
- ▶ 障害者相談窓口担当者の配置助成金
- ▶ 職場支援員の配置又は委嘱助成金
- ▶ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金
- ▶ 職場復帰支援助成金

#### 例1 職場介助者の配置

疾病のため途中で視覚障害者となり、職場復帰後、技術職から事務職に配置転換することになったが、障害により、文書の作成や社外での打合せなどの職務を遂行することが困難であったため、これらの業務を直接サポートする職場介助者を配置

#### 例2 手話通訳担当者の委嘱

新たに聴覚障害者を採用することになったが、業務上のやり取りを筆談や口話で行うだけでは理解にズレが生じて作業がスムーズに進まないことから、社内の情報共有が同時に同質の内容で行われるよう、コミュニケーションを支援するための手話通訳担当者を委嘱

### 例3

#### 障害者相談窓口担当者の配置

現在、知的障害者と精神障害者を雇用しており、合理的配慮指針に規定する相談窓口として総務部の職員を配置しているが、相談窓口をより利用しやすいものにするため、総務部の職員のほかに、障害者職業生活相談員資格認定講習修了者の従業員を、障害者の合理的配慮に関する相談に応じる方として、新たに配置

## ◆支給の要件

### 職場介助者の配置又は委嘱助成金

#### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、雇用に伴い必要となる措置（介助を行う方を配置・委嘱）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により、その障害者の適当な雇用を継続することが困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

## 支給対象となる障害者

- ・ 2級以上の視覚障害者
  - ・ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する方
  - ・ 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方
- (※ 在宅勤務の場合も対象)

雇用されてから1年を超える期間を経過している場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

## 支給対象となる措置

- 四肢機能障害者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する方の配置又は委嘱
- 視覚障害者の業務（企画、立案、会計、管理等の事務的業務）の遂行のために必要な介助の業務を担当する方の配置又は委嘱
- 視覚障害者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する方の委嘱

### 措置の ポイント

- 障害者が主体的に業務を行うために必要な介助（文書の作成、機器の操作、コンピュータ入力、書類等の整理、業務上外出の付添い等）
- 遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して行う介助も対象

## 助成額

- 事務的業務を行う視覚、四肢機能障害者の業務遂行のための介助者の配置  
〔職場介助者に通常支払われる賃金（時間単価）×職場介助の時間数〕× 3 / 4（助成率）

《限度額》 配置 1 人につき月 1 5 万円

- 事務的業務を行う視覚、四肢機能障害者の業務遂行のための介助者の委嘱  
職場介助者の委嘱 1 回あたりの費用 × 3 / 4（助成率）

《限度額》 委嘱 1 回 1 万円、年 1 5 0 万円

- 事務的業務以外の業務を行う視覚障害者の業務遂行のための介助者の委嘱  
職場介助者の委嘱 1 回あたりの費用 × 3 / 4（助成率）

《限度額》 委嘱 1 回 1 万円、年 2 4 万円

## 支給期間

1 0 年間

※ 支給期間終了後も措置を継続していれば最長 5 年間支給（助成率 2 / 3）



## 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、雇用管理のために必要な措置（手話通訳等を行う方を委嘱）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により、その障害者の適当な雇用を継続することが困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

雇用されてから1年を超える期間が経過している場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

### 支給対象となる障害者

6級以上の聴覚障害者（※在宅勤務の場合も対象）



### 支給対象となる措置

雇用管理に必要な手話通訳、要約筆記等を行う手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱

措置の  
ポイント

- ◎ 遠隔地にいる手話通訳・要約筆記等担当者が情報通信機器を介して行う手話通訳、要約筆記等も対象

助成額

手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱 1 回あたりの費用 × 3 / 4 (助成率)

《限度額》 委嘱 1 回 6 千円

対象障害者が 9 人以下の場合 年 2 8 万 8 千円

対象障害者が 1 0 人以上の場合 1 0 人ごとに 2 8 万 8 千円を加算

支給期間

1 0 年間

# 【事例】手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

## 【対象者】

聴覚障害者（2級）

## 【事例】

D社では社員研修を開催する際に、聴覚障害のあるCさんのために助成金を活用して手話通訳者を委嘱していましたが、新型コロナウイルス感染症対策としてテレビ電話によるリモート体制で研修を行うことになったため、Cさんのために要約筆記担当者を委嘱し、字幕を通じて研修を受講できるようにすることで、Cさんは自宅にしながら研修の正確な内容を把握することができるようになりました。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

## 障害者相談窓口担当者の配置助成金

### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、雇用の安定を図るために必要な措置（合理的配慮に係る相談等に応じる方の増配置等）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により、その障害者の適当な雇用を継続することが困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

### 支給対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者（※在宅勤務の場合も対象）



### 支給対象となる措置

- 合理的配慮に係る相談等に応じる方（障害者相談窓口担当者）の増配置
- 合理的配慮に係る相談等に応じる方（障害者相談窓口担当者）の研修受講
- 合理的配慮に関する相談業務等の委嘱

## 措置の ポイント

- ◎ 既に設置されている相談窓口または別に新設した相談窓口に、新たに相談窓口担当者を配置する場合
- ◎ 相談窓口担当者は、障害者職業生活相談員資格認定講習修了者、精神保健福祉士、社会福祉士等、資格を有する方

## 助成額

### ■ 障害者相談窓口担当者の増配置

【専従】 1人につき月額8万円

(給与月額の1/3が8万円を下回る場合は、その額) (1人につき最大6か月かつ2人まで)

【兼任】 1人につき月額1万円

(給与月額の1/10が1万円を下回る場合は、その額) (1人につき最大6か月(中小企業は最大12か月)かつ5人まで)

### ■ 障害者相談窓口担当者の研修受講

障害者専門機関等に支払った研修受講費 × 2/3 (助成率) (最大20万円)

研修受講者1人につき時間額700円 (上限月10時間かつ10人まで)

### ■ 合理的配慮に関する相談業務等の委嘱

委嘱に要する費用 × 2/3 (助成率)

(上限月額10万円かつ最大6か月)

## 支給回数

1回 (事業所単位)

## 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、雇用の継続のために必要となる職場に適応することを容易にするための措置（職務開発その他職場復帰のために必要な職場適応の措置）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により、その障害者の雇用を継続することが困難となること
- ③ 措置を行った事業主であって、職務転換後の職務遂行に必要な基本的な知識及び技術を習得させるための講習を実施したものであること
- ④ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

## 支給対象となる障害者

医師の意見書により、これら障害等に関連し、1か月以上の療養のための休職等が必要とされた方

身体障害者、精神障害者、難病等患者、高次脳機能障害のある方（※在宅勤務の場合も対象）

次の①～③のいずれかに該当する職場復帰のための措置

① 時間的配慮等（次のイ～ハのいずれかに該当）

イ 医師の意見書及び支給対象障害者の同意の下に実施する「労働時間の調整」

ロ 就業規則等に規定する有給休暇制度以外の「通院又は入院のための特別な有給休暇の付与」

ハ 支給対象障害者の同意の下に実施する「独居を解消し親族等と同居するための勤務地の変更」

② 職務開発等（次のイ又はロのいずれかに該当）

イ 外部専門家の援助を得て行う職務開発

ロ 休職等の前に従事していた職務について外部専門家の援助の結果を踏まえた職種転換

③ ②の職務開発等の措置に伴う講習の実施（次のイ～ハの全てに該当）

イ 障害特性に応じた新たな職務の遂行に必要な基本的な知識・技術を習得する講習であること

ロ 1回の講習の時間が1時間以上であること

ハ 講習の講師は、講習内容に直接関連する職種の経験が3年以上ある方であること

**措置の  
ポイント**

- 1年以上の計画期間を定めるもの
- 職場復帰の日から3か月以内に措置を開始
- 労働時間の調整は、通勤時間の短縮のための本人の転居を要しない勤務地の変更も対象
- 医師の意見書に記載された必要な通院回数以上の通院回数が確保できるものに限る

## 助成額

支給対象障害者 1 人あたり、支給対象障害者が支給対象期間中に就労した月数（出勤割合が 6 割に満たない月は除く）を支給月額に乗じた額

支給月額	支給対象期間	各支給対象期における支給額（最大）
6 万円（4.5 万円）	最大 1 年（1 年）	36 万円× 2 期（27 万円× 2 期）

※（）内は中小企業以外の事業主に対する支給額及び支給対象期間

上記に加え、職務開発等の措置に伴う講習を行った場合、その講習に要した対象経費に応じて一定額を支給

要した経費	支給対象期における支給額	支給対象期間
5 万円以上 10 万円未満	3 万円（2 万円）	1 年（1 年）
10 万円以上 20 万円未満	6 万円（4.5 万円）	
20 万円以上	12 万円（9 万円）	

## 支給期間

1 年間



## 職場支援員の配置又は委嘱助成金

### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、雇用の安定を図るために必要な措置（職場支援を行う方を配置・委嘱）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により、その障害者の雇用を継続することが困難となること
- ③ 支給対象障害者の雇入れ日、勤務時間延長の開始日、配置転換の日、業務内容の変更日、職場復帰の日又は企業在籍型職場適応援助者助成金に係る支援終了の日の翌日から起算して6か月以内に行う措置であること
- ④ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

### 支給対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病等患者、高次脳機能障害のある方

### 支給対象となる措置

業務の遂行に必要な援助又は指導の業務を行う職場支援員の配置又は委嘱

#### 措置の ポイント

- 「配置」
- ◎ 支給対象障害者が勤務する同一の事業所で勤務し、常時見守りつつ、必要に応じて面談や就業上の支援ができること
  - ◎ 支給対象期間中に本助成金などの支給対象者として支援する障害者の人数の合計が3人以下であること
- 「委嘱」
- ◎ 委嘱される方が障害者の就労・定着支援に係る業務を行うこと
  - ◎ 支給対象障害者に対する面談を申請事業主の事業所に訪問して行うこと

## 助成額

《配置》 支給対象障害者・事業主の区分に応じた月額 × 支援している支給対象障害者数

支給対象障害者	支給月額	支給対象期間	各支給対象期における 支給額（最大）
短時間労働者以外の方	4万円 (3万円)	2年（2年） ※精神障害者の場合3年	24万円（18万円）×4期 ※精神障害者の場合6期
短時間労働者	2万円 (1.5万円)	2年（2年） ※精神障害者の場合3年	12万円（9万円）×4期 ※精神障害者の場合6期

※ （ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給額及び支給対象期間

《委嘱》 支給対象期間の委嘱による支援（訪問面談）1回あたり最大1万円  
（実際に委嘱に要した費用（ただし月額4万円まで）が上限）

## 支給期間

最長2年間（支給対象障害者が精神障害者の場合は最長3年間）  
（企業在籍型職場適応援助者助成金受給後に継続する措置である場合は最長6ヶ月）

# 5. 職場適応援助者助成金

## ◆概要

職場適応に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

## ◆種類

▶訪問型職場適応援助者助成金

▶企業在籍型職場適応援助者助成金

## ◆支給の要件

### 訪問型職場適応援助者助成金

#### 支給対象となる法人

- ① 社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人であること
- ② 障害者が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うこと(援助に関する計画に基づき、適切に援助を実施できると認めるもの)
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を提供する法人に助成

## 支給対象となる障害者

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・発達障害者
- ・難病等患者
- ・高次脳機能障害のある者
- ・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると認められる者

## 支給対象となる措置

### ポイント

地域障害者職業センターが作成または承認する支援計画で必要と認められた訪問型職場適応援助者による支援

## 訪問型職場適応援助者

- ① 訪問型職場適応援助者養成研修等の修了者
- ② 障害者のための就労支援の業務経験が1年以上ある者

## 支給対象となる支援内容

支援計画に記載された対象障害者の職場適応を図るための①～⑧の支援

- ① 支援計画書の策定
- ② 支援総合記録票の策定
- ③ 支援対象労働者に対する支援
- ④ 支援対象事業主に対する支援
- ⑤ 家族に対する支援
- ⑥ 精神障害者の状況確認
- ⑦ 地域センターが開催するケース会議への出席
- ⑧ その他必要と認める支援

## 助成額

### ①と②の合計

① 支援計画に基づいて支援を行った日数に、日額単価を掛けて算出された額

- ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 16,000円  
（精神障害者への支援を行った場合は3時間以上の日 16,000円）
- ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 8,000円  
（精神障害者への支援を行った場合は3時間未満の日 8,000円）

② 訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

## 支給期間

支給対象障害者1人1回の援助につき最長1年8か月  
（対象障害者が精神障害者の場合は最長2年8か月）

# 企業在籍型職場適応援助者助成金

## 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、障害者の雇用に伴い必要となる援助を行う企業在籍型職場適応援助者を置くこと
- ② 企業在籍型職場適応援助者の援助に関する計画に基づき、適切に援助を実施できると認めるもの
- ③ 同一の企業在籍型職場適応援助者が行う職場適応援助について、過去に本助成金を受給していないもの
- ④ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

## 支給対象となる障害者

- ・ 身体障害者
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 難病等患者
- ・ 高次脳機能障害のある者
- ・ 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で、企業在籍型職場適応援助者による支援が必要であると認められる者

## 支給対象となる措置

### ポイント

地域障害者職業センターが作成または承認する支援計画で必要と認められた企業在籍型職場適応援助者による支援

## 企業在籍型職場適応援助者

- ① 企業在籍型職場適応援助者養成研修等の修了者
- ② 企業在籍型職場適応援助者養成研修修了後、初めて支援を行う場合、地域障害者職業センターが指定する地域障害者職業センターに配置されている職場適応援助者とともに支援を行う者
- ③ 支給対象期間に、職場支援員の配置助成金などの支給対象障害者として支援している者の数の合計が3人以下である者

## 支給対象となる支援内容

支援計画に記載された対象障害者の職場適応を図るための①～④の支援

- ① 支援対象障害者と家族に対する支援
- ② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
- ③ 関係機関との調整
- ④ その他（地域障害者職業センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

## 助成額

### ①と②の合計

- ①「支給額」に示す対象障害者1人あたりの月額に、支援計画に基づく支援が実施された月数を掛けた額

対象障害者		支給額(1人あたり月額)			
障害の種別	雇用形態				
精神障害者	短時間労働者以外の者	中小企業	12万円	中小企業以外	9万円
	短時間労働者	中小企業	6万円	中小企業以外	5万円
精神障害者以外	短時間労働者以外の者	中小企業	8万円	中小企業以外	6万円
	短時間労働者	中小企業	4万円	中小企業以外	3万円

- ②企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

## 支給期間

一の企業在籍型職場適応援助者において、雇用保険適用事業所ごと1回限り、支援対象障害者1人に対する職場適応援助1回につき、最長6か月



## 6. 重度障害者等通勤対策助成金

### ◆概要

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置（住宅の賃借、駐車場の賃借、通勤自動車の購入など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

### ◆種類

- ▶ 重度障害者等用住宅の賃借助成金
- ▶ 指導員の配置助成金
- ▶ 住宅手当の支払助成金
- ▶ 通勤援助者の委嘱助成金
- ▶ 駐車場の賃借助成金
- ▶ 通勤用自動車の購入助成金
- ▶ 通勤用バスの購入助成金
- ▶ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

#### 例1 住宅の賃借

疾病により途中で身体障害者（上下肢障害2級）となったが、自宅から電車とバスに乗り継いでの通勤が困難となったため、事業所から徒歩5分の場所に、敷地内にも室内にも段差のないバリアフリー住宅を賃借

#### 例2 駐車場の賃借

新たに精神障害者を採用することとなったが、人混みに強いストレスを感じるため、公共交通機関での通勤が困難となり、生活リズムが崩れて休みがちになったため、車で通勤することを認め、事業所から徒歩10分の場所に駐車場を賃借

## ◆支給の要件

### 重度障害者等用住宅の賃借助成金

#### 支給対象となる事業主

- ① 重度障害者等を雇用する事業主が、通勤を容易にするための措置（重度障害者等を入居させるための特別の構造又は設備を備えた住宅の賃借）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により通勤することが容易でないため、その障害者の適当な雇用を継続することが困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

雇用されてから6か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

#### 支給対象となる障害者

- ・ 重度身体障害者
- ・ 3級の視覚障害者
- ・ 3級又は4級の下肢障害者
- ・ 3級の体幹機能障害者
- ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
- ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者

## 支給対象となる措置

重度障害者等を入居させるための特別の構造又は設備を備えた住宅の賃借

### 措置の ポイント

- ◎ 障害特性に応じた構造や設備を備えている住宅
- ◎ 事業主が、対象となる障害者のために、新規に賃借する住宅
- ◎ 対象となる障害者以外の者でも通勤することが困難である場合は対象外

## 助成額

賃借面積が基準面積以下のもの 賃借料 × 3 / 4 (助成率)

賃借面積が基準面積を超えるもの 賃借料 × 基準面積 ÷ 賃借面積 × 3 / 4 (助成率)

(※)基準面積は単身者用 2.8㎡、世帯用 7.4㎡(北海道は 7.8㎡)

≪限度額≫ 単身者用は月 6 万円  
世帯用は月 10 万円

## 支給期間

10 年間



## 駐車場の賃借助成金

### 支給対象となる事業主

- ① 重度障害者等を雇用する事業主が、通勤を容易にするための措置（自動車により通勤することが必要であるものに使用させるための駐車場の賃借）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により通勤することが容易でないため、その障害者の適当な雇用を継続することが困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

雇用されてから6か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

### 支給対象となる障害者

- ・ 重度身体障害者
- ・ 3級の視覚障害者
- ・ 3級又は4級の下肢障害者
- ・ 3級の体幹機能障害者
- ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
- ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者

## 支給対象となる措置

重度障害者等自ら自動車を運転して通勤するために使用させる駐車場の賃借

### 措置の ポイント

- 事業主が、対象となる障害者のために、新規に賃借する駐車場
- 事業所近くに借り上げる駐車場、自宅近くに借り上げる駐車場のいずれも対象（両方も可）
- 事業所の営業活動など対象障害者の通勤以外の用途でも使用する場合は対象外

## 助成額

駐車場の賃借に要する費用 × 3 / 4（助成率）

《限度額》 対象障害者1人につき月5万円



## 支給期間

10年間

## その他の助成金 (指導員の配置、住宅手当の支払、通勤援助者の委嘱、通勤用自動車の購入、

### 支給対象となる事業主

### 通勤用バスの購入、通勤用バス運転従事者の委嘱)

- ① 重度障害者等を雇用する事業主が、通勤を容易にするための措置（次頁以降の各助成金の「支給対象となる措置」）を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により通勤することが容易でないため、その障害者の適当な雇用を継続することが困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

### 支給対象となる障害者

雇用されてから6か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

#### <通勤用自動車の購入助成金を除く助成金>

- ・ 重度身体障害者
- ・ 3級の視覚障害者
- ・ 3級又は4級の下肢障害者
- ・ 3級の体幹機能障害者
- ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
- ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者

#### <通勤用自動車の購入助成金>

- ・ 2級以上の上肢障害者
- ・ 2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者
- ・ 3級以上の体幹機能障害者
- ・ 3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器又はぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある者
- ・ 4級以上の下肢障害者
- ・ 4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
- ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者

## ■ 指導員の配置助成金

### 支給対象となる措置

5人以上の重度障害者等を、特別の構造又は設備を備えた同一の住宅に入居させる場合において、その住宅にそれらの者の通勤を容易にするための指導、援助等の業務を行う指導員を配置

### 助成額

〔指導員に通常支払われる賃金（時間単価）×所定労働時間数〕 × 3/4（助成率）

《限度額》 配置1人 月15万円

### 支給期間

10年間

## ■ 住宅手当の支払助成金

### 支給対象となる措置

重度障害者等自ら通勤を容易にするための住宅を賃借し賃借料を支払う場合に、他の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超えて、住宅手当を支払う

### 助成額

住宅手当の限度額を超えて支払った額 × 3/4（助成率）

《限度額》 障害者1人 月6万円

### 支給期間

10年間

## ■ 通勤援助者の委嘱助成金

### 支給対象となる措置

重度障害者等が公共交通機関を利用して通勤する場合の通勤訓練等を行う者を委嘱

### 助成額

委嘱 1 回あたりの費用及び通勤援助に要した交通費 × 3 / 4 (助成率)

《限度額》 委嘱 1 回 2 千円 交通費 1 認定 3 万円

### 支給期間

1 月間

## ■ 通勤用自動車の購入助成金

### 支給対象となる措置

自らの運転による通勤のために使用させる必要な構造を備えた自動車を購入

### 助成額

車両本体価格及び特別の構造・設備の整備に要する費用 × 3 / 4 (助成率)

《限度額》 1 台 1 5 0 万円 (1 級又は 2 級の両上肢障害の場合は 2 5 0 万円)





## ■ 通勤用バスの購入助成金

### 支給対象となる措置

5人以上の重度障害者等の通勤に使用するバス（通勤用バス）を購入

### 助成額

車両本体価格及び特別の構造・設備の整備に要する費用 × 3 / 4（助成率）

《限度額》 1台 700万円



## ■ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

### 支給対象となる措置

5人以上の重度障害者等の通勤に使用するバス（通勤用バス）の運転に従事する者を委嘱

### 助成額

通勤用バス運転従事者の委嘱1回あたりの費用 × 3 / 4（助成率）

《限度額》 委嘱1回6千円

### 支給期間

10年間

# 7. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

## ◆概要

重度障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができる事業主が、これらの者の就労に必要な事業施設等の設置・整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

## ◆支給の要件

### 支給対象となる事業主

申請時点で1年を超える雇用期間があること

- ① 重度障害者等を10人以上継続して雇用し、かつ、その雇用割合が10分の2以上の事業所の事業主であること
- ② 事業所の事業に使用する施設等の設置・整備が行われる事業所であって、重度障害者等の雇用の継続に適当なものであること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

### 支給対象となる障害者

重度身体障害者、知的障害者（重度知的障害者でない短時間労働者を除く）、精神障害者

## 支給対象となる措置

重度障害者等の雇用に適当な事業施設等（作業施設、管理施設、福祉施設、設備）の設置・整備

### 措置の ポイント

- ◎ 重度障害者等の雇用の促進を図るにあたってモデル性が認められること（障害者の雇用計画、定着状況、労働条件等の処遇、能力開発、事業における継続性、対象施設・設備における障害者への配慮など）

## 助成額

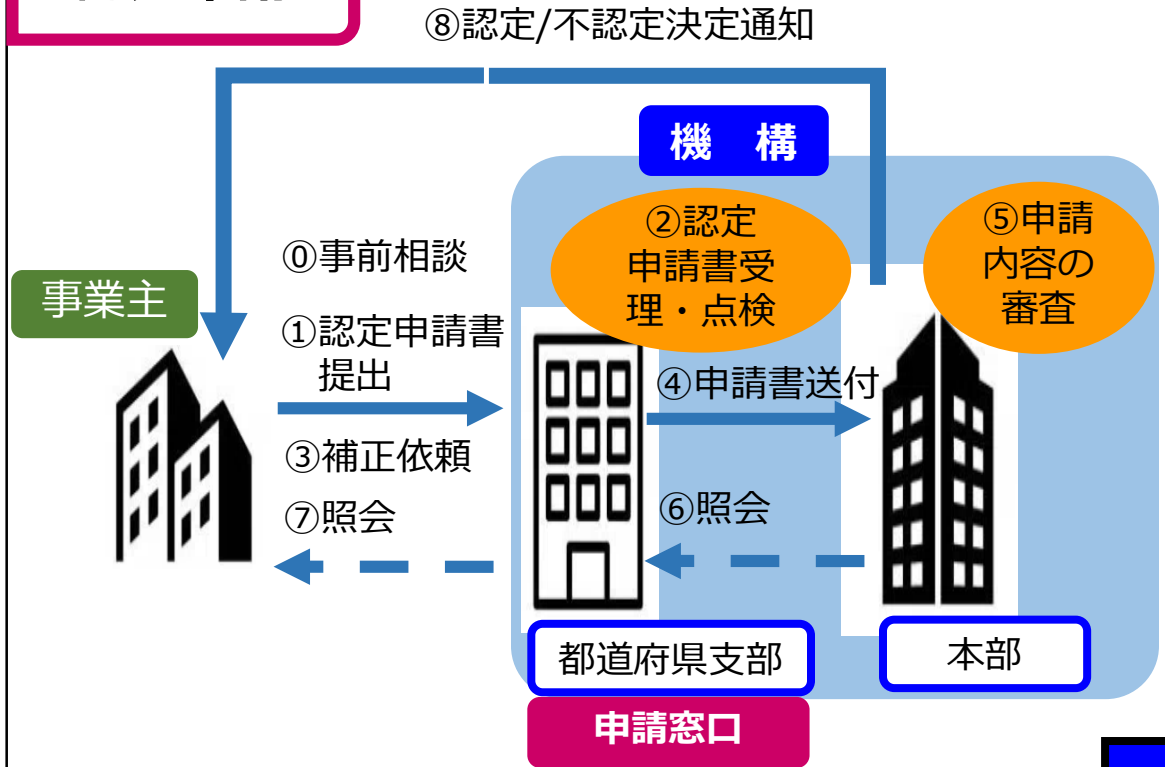
事業施設等の設置・整備に要する対象部分の費用 × 2 / 3（助成率）

《限度額》 5,000万円

- ※ 借入金の利息支払助成  
支給対象となる事業施設等の設置・整備に要する費用に充てるため、銀行等から資金を借り入れる場合における借入金の毎年の利息の支払いに要する費用を対象  
最長5年間助成

# 8. 助成金の認定申請から受給までの流れ

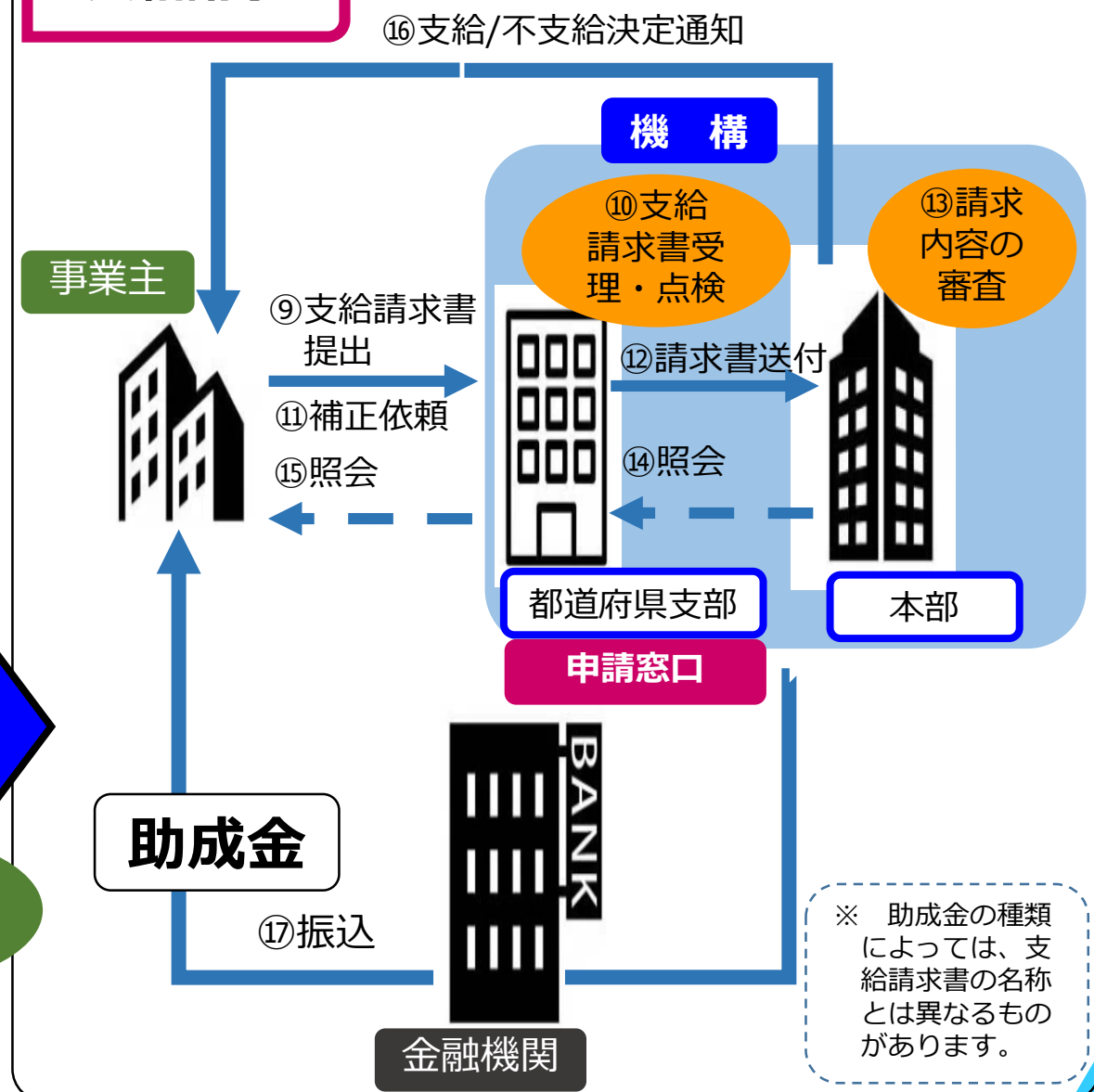
## 認定申請



※ 助成金の種類によっては、認定申請書の名称とは異なるものがあります。

<認定後> 措置の実施費用の支払

## 支給請求



※ 助成金の種類によっては、支給請求書の名称とは異なるものがあります。

# 9. 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 および 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

(このパンフレットの内容は令和2年10月現在のものです。)

## 障害者雇用助成金のごあんない

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者である労働者の業務に必要な支援や通勤援助をサービス事業者に委託することをお考えの事業主の方へ

重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金



【ご利用にあたって】  
この助成金は、雇用する障害者の方が居住する市町村等が、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施している場合に利用できます。  
まずは、当該居住する市町村等に、当該特別事業の実施の有無についてお問い合わせください。

独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers  
<http://www.jeod.or.jp/>

【ご利用にあたって】  
この助成金は、雇用する障害者の方が居住する市町村等が、地域生活支援促進事業で措置できる「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「特別事業」といいます）」を実施している場合に利用できます。  
まずは、居住する市町村等に特別事業の実施の有無についてお問い合わせください。

# 9-1. 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

## 【障害者介助等助成金】

地域生活支援促進事業で措置できる「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」とセットで活用される助成金

### ◆概要

重度訪問介護サービス等（※1）を受けている重度障害者の業務の遂行のために必要な介助の業務をサービス事業者（※2）に委託する場合に、その費用の一部を助成します。

- ※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護をいいます。
- ※2 重度訪問介護サービス等を行う指定障害福祉サービス事業者又は基準該当事業所をいいます。

### ◆支給の要件

#### 支給対象となる事業主

- ① 次ページの支給対象となる障害者を雇用し、支給対象となる措置を行うこと
- ② 欠格事項に該当する事業主でないこと（支給要件確認申立書の1～6）

## 支給対象となる障害者

次の①～③までのいずれにも該当する方であって、支給対象となる措置を行わなければ、障害により、その障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める方

- ① 週所定労働時間 10 時間以上の方  
(年度末までに 10 時間以上に引き上げることを目指すことが  
確認できる方を含む)
- ② 身体障害者、知的障害者、精神障害者
- ③ 重度訪問介護サービス等の支給決定を受けている方

## 支給対象となる措置

支給対象となる障害者が主体的に業務を遂行するために必要不可欠な、次の①～④の職場介助の業務のサービス事業者への委託

- ① PC等業務に要する機器による情報アクセス・入力（文、デザイン等の創案を除く）  
・出力等に係る操作、書類の頁めくり、文字盤・口文字等の読み取り
- ② 代読・代筆（文・デザイン等の創案を除く）・録音図書作成
- ③ 書類等の整理
- ④ 業務上の移動・外出に係る付き添い（介助者による自動車の運転を除く）

## 措置の ポイント

- ◎ 障害特性が理由で行うことができない作業部分のみの代行が支給対象であり、本人に代わって介助者が判断し遂行する業務は対象外
- ◎ 遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して行う介助も対象
- ◎ 就業時間中における業務以外の介助（食事、給水及びトイレ使用の補助等）は、市町村等が行う特別事業の支援対象

## 助成額

支給対象費用（※）の額に次表の助成率を乗じた額または次表の支給限度額のいずれか低い額

- ※ サービス事業者が、年度ごとの委託契約に基づいて、委託を開始した日からその年度の末日までの期間に行う支給対象となる措置に対して事業主が支払った各月分の額。

企業規模	助成率	支給限度額
中小企業以外	4 / 5	月13万3千円
中小企業	9 / 10	月15万円

「支援計画書」に係る委託を開始した日で判断



## ◎ 中小企業の判断

次表の「資本または出資額」か「常時雇用する労働者数」のいずれかを満たす企業が「中小企業」に該当します。

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 支給期間

年度ごとに、委託を開始した日から当該年度末まで

### 併給調整

この助成金の支給期間内において、同一の障害者をもって、「職場介助者の配置または委嘱助成金」又は「職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金」の支給を受ける場合には、当該助成金の支給対象となった月は、この助成金は支給しません。

## 9-2. 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

### 【重度障害者等通勤対策助成金】

地域生活支援促進事業で措置できる「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」とセットで活用される助成金

#### ◆概要

重度訪問介護サービス等（※1）を受けている重度障害者の通勤援助をサービス事業者（※2）に委託する場合に、その費用の一部を助成します。

- ※1 障害者総合支援法に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護をいいます。
- ※2 重度訪問介護サービス等を行う指定障害福祉サービス事業者又は基準該当事業所をいいます。

#### ◆支給の要件

##### 支給対象となる事業主

- ① 次ページの支給対象となる障害者を雇用し、支給対象となる措置を行うこと
- ② 欠格事項に該当する事業主でないこと（支給要件確認申立書の1～6）

## 支給対象となる障害者

次の①～③までのいずれにも該当する方であって、支給対象となる措置を行わなければ、障害により、その障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める方

- ① 週所定労働時間 10 時間以上の方  
(年度末までに 10 時間以上に引き上げることを目指すことが  
確認できる方を含む)
- ② 身体障害者、知的障害者、精神障害者
- ③ 重度訪問介護サービス等の支給決定を受けている方

## 支給対象となる措置

支給対象となる障害者の通勤（列車その他の公共交通機関を利用する通勤に限る。）を容易にするために必要な指導・援助等の業務（通勤援助）のサービス事業者への委託

### 措置の ポイント

- ◎ 雇入れや職場復帰、通勤経路の変更時でなくても対象

## 助成額

支給対象費用（※）の額に次表の助成率を乗じた額または次表の支給限度額のいずれか低い額

- ※ サービス事業者が、年度ごとの委託契約に基づいて、委託を開始した日から3か月の期間に行う支給対象となる措置に対して事業主が支払った各月分の額。

企業規模	助成率	支給限度額
中小企業以外	4 / 5	月7万4千円
中小企業	9 / 10	月8万4千円

「支援計画書」に係る委託を開始した日で判断

### ◎ 中小企業の判断

次表の「資本または出資額」か「常時雇用する労働者数」のいずれかを満たす企業が「中小企業」に該当します。

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 支給期間

年度ごとに、委託を開始した日から3か月間  
4か月目以降は市町村等が行う特別事業により支援

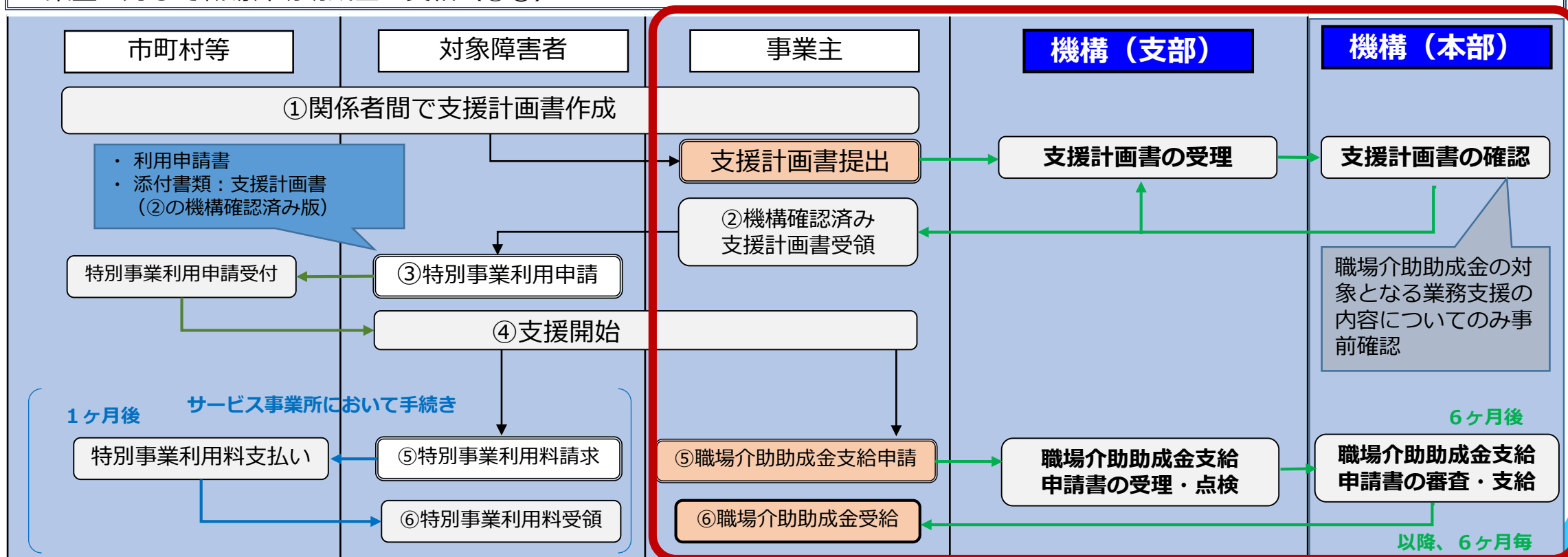
## 併給調整

この助成金の支給期間内において、同一の障害者をもって、「通勤援助者の委嘱助成金」の支給を受ける場合には、当該助成金の支給対象となった月は、この助成金は支給しません。

# 9-3. 助成金の支援計画書提出から受給までの流れ

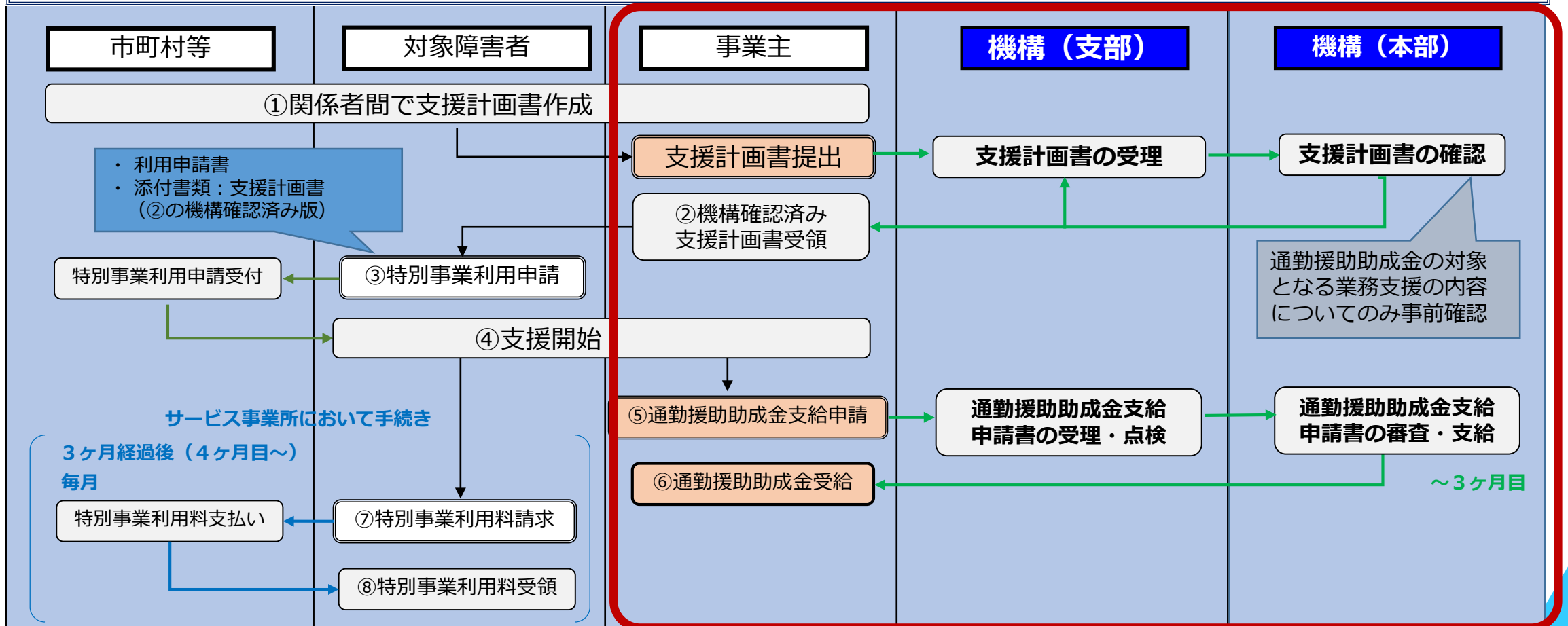
## 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

- 関係者間で支援計画書が作成 (①) され、機構において、当該支援計画書を事前確認の上、機構から事業主に返戻 (②)
- 対象障害者→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (以下「特別事業」という。) の利用申請 (③) し、特別事業利用開始 (④)
- サービス事業所→市町村等に対して特別事業利用料請求 (代理受領) と 市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い 事業主→機構に対して重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 (以下「職場介助助成金」という。) の支給申請と、機構→事業主に対して職場介助助成金の支給 (⑤⑥)



# 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

- 関係者間で支援計画書が作成 (①) され、機構において、当該支援計画書を事前確認の上、機構から事業主に返戻 (②)
- 対象障害者→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、特別事業の利用申請 (③) し、特別事業利用開始 (④)
- 事業主→機構に対して重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 (以下「通勤援助助成金」という。) の支給申請と、機構→事業主に対して通勤援助助成金の支給 (⑤⑥)
- (通勤援助助成金の支給期間 (3ヶ月) 経過後、) サービス事業所→市町村等に対して特別事業利用料請求 (代理受領) と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い (⑦⑧)



# 9. 各種助成金のパンフレット等のご案内

## 各種助成金パンフレット



## 機構ホームページ



パンフレットや各種助成金の申請様式は機構ホームページからダウンロードできます。

JEED 障害者助成金

検索



# 10. 申請窓口のご案内

障害者雇用納付金制度に基づく助成金に関するご相談・申請等は、各都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。



機構HPより各都道府県支部の高齢・障害者業務課（高齢・障害者窓口サービス課）が検索できます。

JEDD 支部

検索

**ご視聴ありがとうございました**